

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「感動クリエーションカンパニー」を標榜し、全てのお客様に感動体験をしていただくことを使命として企業活動を行なっていくことにより、企業価値の向上に取り組んでまいります。その実現のためコーポレート・ガバナンス体制の改善・強化は経営上の重要な課題の一つとして位置づけ、この認識に基づき法令等を遵守し、誠実かつ公正な企業活動をおこない、健全で透明性の高い収益力のある経営に努めてまいります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由] 更新

[補充原則1-2-4]

当社は、単元株所有者数が9千名前後で推移している状況から、株主の皆様の利便性や、費用対効果等考慮し、議決権電子行使プラットフォームは現在利用しておりません。また海外投資家の情報提供といたしましては、ホームページの英文化を実施しており、決算短信、中期経営計画等を開示しておりますが、招集通知の英訳は実施しておりません。海外投資家の株式保有率が30%を超えたところを目安に、英訳の招集通知をホームページ等に掲載すべく検討を進めてまいります。

[原則4-1-3]

当社では、現時点では最高経営責任者等の後継者に関する具体的な計画は有しておりませんが、最高責任者である代表取締役につきましては、人格・知識・経験・能力を勘案し、当社を取りまく状況や対処すべき課題に応じて、最適と考える人物を取締役会で選定することとしております。具体的な計画の策定につきましては、今後、その要否も含めて検討してまいります。

[原則4-9]

当社は適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために東京証券取引所が定める独立性基準に準拠しております。今後は当社独自の独立性判断基準を策定することも検討してまいります。

[原則4-10-1]

役員等の選任・指名については、当社が置かれている環境を理解し、高い視点・広い視野から事業の方向性や戦略を打ち出していける人材を経営幹部とするため、各部門における業務経験、業績等を勘案し、経営会議での十分な評価を経た上で、取締役会で決定しています。

役員の報酬決定については、経営に対する責任の大きさ、培った経験、知見、専門的知識等を活用した職務遂行への基本的部分に、当期における業績水準、業績への寄与程度、その達成状況も加味して支払うこととしております。

こうした現状の体系により、取締役会の機能の独立性・客観性が十分に確保されていると考えておりますが、今後独立した諮問委員会等の設置を検討してまいります。

[補充原則4-11-3]

当社の取締役会は原則毎月開催し、重要案件をもれなく適時・適切に審議・報告しており、社外取締役、社外監査役には経営会議に参加、もしくは資料を送付するなどの過程を経て、取締役会での議論や十分な検討につながっており、実効的であると判断しておりますが、今後のさらなる会社経営の発展のために自己評価の策定ならびに結果の開示について検討いたします。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] 更新

[原則1-4]

当社は、政策保有株式は保有しておりません。

・当社は企業価値向上に向けて、戦略上重要な協業及び取引関係の維持発展が認められる場合を除き、原則として政策保有株式を保有いたしません。

・株式を保有する場合にはその保有意義を十分に検討し取締役会で決定します。また、政策保有株式はその保有の合理性について定期的に検証を行ない、その議決権行使にあたっては、議案内容を個別に検討し賛否を決定します。

[原則1-7]

当社は、当社グループがその役員や主要株主等との取引を行なう場合には、当該取引が当社グループ及び株主共同の利益等を害することがないよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものとしております。

[原則2-6]

当社は、確定給付型の企業年金を導入していないため、当原則につきましては摘要がないものと判断しております。

[原則3-1]

(1) 当社は、「感動クリエーションカンパニー」を標榜し、全てのお客様に感動体験をしていただくことを使命として企業活動を行なっていくことにより、企業価値の向上に取り組んでまいります。

当社は、事業年度ごとに業績の見通し、経営戦略、経営計画等を決算短信等において公表いたします。

(2) 本報告書の「1-1. 基本的な考え方」及び、有価証券報告書「コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載のとおりです。

(3) 本報告書の「2-1. 取締役報酬関係」に記載のとおりです。

(4) 取締役・監査役の選解任は、社外取締役及び社外監査役を含めて、取締役会で十分に議論し同意を得ることとしております。選任につきましては、取締役候補者は、それぞれの人格、経歴、見識など十分に考慮したうえで、取締役としての職務と責任を全うし、中長期的な企業価値の向上に貢献できる者を選定いたします。監査役候補者はそれぞれの人格、経歴、見識などを十分に考慮したうえで、監査役としての職務と責任を全うし、公正な経営監視体制の確立に貢献できる者を選定いたします。なお、社外役員候補は会社法上の要件に加え、東京証券取引所の独立性基準も要件に加えております。

社内取締役、監査役につきましては取締役の推薦を受け、取締役会の議論を経て決定いたします。社外取締役・社外監査役候補者は、当社の取締役会に必要な知識、能力、経験を有する者を選定し、取締役会での議論を経て決定いたします。なお、監査役候補は、監査役会の承認を必要としております。

解任につきましては、社外役員の助言、提言を踏まえ、役員任務遂行が困難な事情が生じた場合、また必要な能力が十分に有しないと認められる場合、取締役会での議論を経て決定します。

(5) 当社は社外取締役及び社外監査役の選解任理由については、株主総会招集通知に記載しております。社内取締役及び社内監査役については、選任にあたり候補者の経験や知見等を判断していただく参考として、個々の候補者の略歴を株主総会招集通知に記載しております。

〔補充原則4-1-1〕

取締役会は実効性の高いコーポレート・ガバナンスの実現を通じて、その監督機能を発揮するとともに、公正な判断により最善の意思決定を行ない、適切な権限を行使することで、持続的な企業価値向上に努めます。

・取締役会は、法令、定款及び社内規定に基づく経営の重要な意思決定、及び業務施行の監督を行ないます。

・取締役会は、経営理念を踏まえた経営戦略や経営計画を策定し、その概要を開示します。策定した経営戦略や経営計画は進捗状況などを確認・分析したうえで必要に応じて修正を行ないます。

・取締役会は、法令、定款及び社内規程に基づく取締役会で決定すべき事項以外の業務執行について、その意思決定を経営会議に委任します。

〔補充原則4-11-1〕

取締役会は、専門知識や経験などのバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成し、員数は定款の定めに従い以下の観点から最も効果的・効率的に取締役会の機能が発揮できる適切な員数を維持しております。

・経営の意思決定及び監督を行なうために十分な多様性を確保し、社外取締役を含め議論の活性化をはかる。

・社外取締役のうち1名以上は東京証券取引所の基準による独立役員を選定する。

〔補充原則4-11-2〕

他社役員との兼職は、当社の職務遂行に影響を及ぼさない範囲で行ないます。重要な兼職の状況は招集通知、有価証券報告書等を通じて毎年開示しております。

〔補充原則4-14-2〕

取締役会は、取締役・監査役に対して、それぞれの役割や責務を果たす上で必要となるトレーニング及び情報提供の機会を継続して提供し、また、かかる費用の支援を行なうことを基本方針としております。

取締役、監査役が新たに就任する際は、外部セミナー等で研修を行ないます。

社内役員に対しては経営者や監査役としての素養、会社法やコーポレート・ガバナンス等に関する知識、法令の順守及び経営に関する有用な情報等を提供します。社外役員に関しては、当社グループの経営戦略や事業の内容・状況等の理解を深めるため担当役員から説明を行なうとともに、社内会議への参加、もしくは資料の送付を行なっています。

〔原則5-1〕

当社は、株主との建設的な対話を行なうため、株主との対話全般については代表取締役社長が統括し、会社の経営戦略、経営計画、業績等についてIR担当役員を中心に企画室、経理部、管理部、総務部等と連携しIR活動の充実に努めます。株主との個別面談については、総務部が窓口となり面談の趣旨などを踏まえて合理的な範囲で適切な対応を行ないます。対話によって把握された意見、懸念は取締役会などに報告されフィードバックを行ないます。株主との対話については、法令や内部情報にかかる社内規程に基づき適切に管理を行なっています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

〔大株主の状況〕更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ディーアンドケー株式会社	5,733,733	19.20
株式会社エムケー興産	2,005,067	6.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,951,800	6.53
株式会社三井住友銀行	1,047,000	3.50
GOLDEMAN SACHS INTERNATIONAL	1,031,100	3.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	985,100	3.29
取引先持株会	785,900	2.63
木山 茂年	761,200	2.54
木山 昭栄	741,700	2.48
従業員持株会	607,406	2.03

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特に該当事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
丸山 文夫	他の会社の出身者											
苅部 世津子	その他	△										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
丸山 文夫	○	---	税理士の資格を有し、税理士としての専門的な知識、実務経験により、当社の業務執行につき、客観的視点で適切な意見をいただけると判断したためであります。 独立役員指定理由 上記選任理由に加え、当社と取引関係が一切ないことから、意思決定に対して影響を与える可能性はなく、当社からは完全に独立した立場であり、一般の株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したためであります。

前部 世津子	○	当社に昭和49年1月(資)丸二商会(当社の前身)から昭和60年5月(株)東京デリカ(現当社)まで勤務しておりました。退社時の役職は販売部課長であります。	長年にわたる靴・袋物業界のコンサルタントとして専門的な知識、実務経験により、当社の業務執行につき客観的視点で適切な意見をいただけると判断したためです。 独立役員指定理由 上記選任理由に加え、当社取引関係が一切ないことから、当社からは完全に独立した立場であり、一般の株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したためであります。
--------	---	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人は、企業の内部情報や業界情報に精通している常勤監査役と密接な連携をとり、情報交換を行なっております。監査役は、客観的な立場の会計監査人の監査過程から得られる情報を、経営環境の分析情報として企業の継続能力を判断しております。また監査役は会計監査人である監査法人から、監査計画および監査結果に関する説明を受けております。
監査役は、監査役会に出席し取締役会の職務遂行を監査し、また業界全般を監査し業務の妥当性を検証する内部監査室と情報を共有化しております。また、連携して当社の監査結果を共有しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大岡 秀次郎	他の会社の出身者													
若山 正彦	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大岡 秀次郎	○	----	伊藤忠商事株式会社等における長年の業務経験を通じた幅広い見識から、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。 独立役員指定理由 上記選任理由に加え、当社と取引関係が一切ないことから、意思決定に対して影響を与える可能性はなく、当社からは完全に独立した立場であり、一般の株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したためであります。
若山 正彦		----	弁護士の資格を有しており、その法的視点および幅広い見識から社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。

[独立役員関係]

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動報酬制度の導入
---	-------------

該当項目に関する補足説明
当社の当期純利益および営業利益目標の達成等により決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明
有価証券報告書、営業報告書(事業報告)に全取締役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬の内容は、取締役6名、総額84百万円、監査役3名、総額12百万円となり、社外役員4名総額8百万円。報酬総額には役員賞与引当金17百万円及び役員退職慰労引当金の当事業年度繰入額5百万円が含まれております。

a.取締役の報酬額は、2008年6月26日開催の第35回定時株主総会において、年額150百万円以内と決議いただいております。また、監査役の報酬額は、2008年6月26日開催の第35回定時株主総会において、年額24百万円以内と決議いただいております。

b.取締役の報酬等は、固定報酬と業績連動報酬(賞与等)から構成されており、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会により一任された代表取締役社長が各部署からの業績に関する資料を基に支給を決定しております。

固定報酬は、各取締役の担当する職務、責任、業績及び貢献度等を総合的に勘案して決定しており、毎月定額が支払われます。

業績連動報酬(賞与等)については、業績、事業計画の達成度合い、経営環境等を総合的に勘案して決定しております。なお、固定報酬と業績連動報酬(賞与等)の支給割合について明確な定めは設けておりませんが、報酬の一定割合を業績と連動させることにより、持続的な成長に向けたインセンティブとして機能させております。ただし、社外取締役についてはその役割と独立性の観点から固定報酬のみとしております。

c.監査役の報酬は、その役割と独立性の観点から固定報酬のみとし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

原則毎月1回開催される経営会議に、原則として社外取締役1名、および監査役1名が出席し、他の社外取締役1名、社外監査役2名にも会議資料を配布し説明を行っております。会議では各所管部署からの状況報告とそれに対する意見交換を聴取しております。また、総務部、内部監査室を通じて情報伝達体制の強化につとめております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役設置会社の形態をとっており、8名の取締役と3名の監査役がそれぞれ、取締役会、監査役会を構成しております。取締役8名中2名が社外取締役であります。監査役は3名中2名が社外監査役であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

更新

当社の取締役会は経営の基本方針、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務の執行を監督する機関と位置づけ、原則月1回開催しております。また必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営意思決定に努めております。さらに、社長、各部長、本部スタッフが出席する経営会議を月1回開催しており、当社決裁権限に基づいて、重要な執行方針や経営施策等を審議、決定するとともに、各部署からの状況報告とそれに対する意見交換等を行ない、社内の最新情報や問題意識の共有化を図っております。なお当社は経営陣の選任については、株主の意向を、より適時に反映させるため取締役の任期を1年としております。

監査役会は常勤監査役1名、非常勤の社外監査役2名の3名で構成されており、社外監査役1名は弁護士の資格を有しております。監査役のうち常勤監査役1名、社外取締役1名が経営会議の常任メンバーとして出席し、また、取締役会には監査役が全員出席して重要な執行方針や経営施策の審議決定に関して適宜助言提言を行なうとともに、監査計画の作成、監査活動の報告、情報交換等を行っております。以上のことから業務執行および経営に関し、監督機能の客観性および中立性が確保されていると考えているため、現状の体制を採用しております。

当社は会計監査を担当する会計監査人として有限責任 あずさ監査法人と監査契約を結んでおります。会計監査業務を執行した公認会計士は、以下のとおりであります。

有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 若尾 慎一 指定有限責任社員 業務執行社員 川又 恭子
当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他5名であります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第47期定時株主総会につきましては、招集通知を総会まで中15日間で発送し、発送日の5日間前に招集通知のPDFファイルを東京証券取引所と当社ウェブサイトに掲載いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様に出席いただけるよう極力集中日を回避いたします。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2020年3月期は開催しておりません。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則年2回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上にトップメッセージをはじめ財務ハイライト、経営指標、決算説明資料、その他適時開示資料を掲載しており、英文化の資料も掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	株主の皆様を理念を念頭に、高い倫理観と責任感を持って、誠実に職務を遂行することを表明しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	行動指針のひとつとして「情報開示」を定め、会社経営状況・企業活動全般について正しく理解してもらえるよう、適時・適切・積極的な開示を行なうことを表明しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、従前から内部統制システム基本方針を定め、内部統制にかかるシステムの構築・整備・運用を行なっております。ただし、適正な内部統制システムは状況の変化に対応するため不変ではないことから、今後も内部統制システムを継続的に随時見直ししていくこととし、適正な業務執行のための企業体制の維持・向上に努めてまいります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、平成17年6月にコンプライアンス基本方針を制定・施行し、取締役ならびに使用人が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組むなど、内部統制システムの充実に努める。さらに、株主・投資家の皆様への情報開示のための社内体制を整備し、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を念頭に、経営の透明性を高めるよう努める。

また、当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力からの不当・不法な要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行なわない。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会等の重要な会議の議事録や「稟議決裁権限規程」に基づいて決裁された稟議書、その他取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき作成し、文書または電磁的媒体に記録し、定められた期間、適切に保存及び管理するとともに、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧可能な状態で管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1 当社は、会社が危機に直面したときの対応について、「危機管理規程」を平成17年に制定し、代表取締役の下に危機管理体制を構築した。

2 代表取締役を最高責任者とし、情報管理責任者を中心に各所管部署長（経理部長、内部監査室長、企画室長、営業担当役員、開発部長、商品部長、総務部長、監査役）で構成される「情報委員会」を原則、月2回開催している。

3 代表取締役社長に直属する部署として、内部監査を実施する内部監査室を設置し、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検討し、監査項目が適切であるかどうかを確認し、必要があれば監査方法の改訂を行なう。

4 内部監査室の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに取締役会及び担当部署に通報される体制を構築する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

1 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制の基盤として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。

2 取締役決議を必要とする案件については、予め配付された判断資料に基づき、関係する使用人にその説明を求め議論をする。

3 業務執行を担当する取締役は「業務分掌規程」等に定める手続きにより必要な決定を行ない、これらの規程が、法令の改廃及び職務執行の効率化の必要のある場合は、随時見直しを行なう。

5. 使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

使用人が法令・定款を遵守し、社会規範に基づいた行動を取るための行動規範としてコンプライアンス基本方針を制定し、コンプライアンス強化のための指針とする。

また、コンプライアンス基本方針の徹底を図るため、内部監査室が各部門におけるコンプライアンスの取り組みを統括し、同室を中心に従業員教育を行ない、コンプライアンスの状況を監査する。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「子会社管理規程」に基づき、子会社の経営についてはその自主性を尊重しつつも、当社への事業内容並びに会計記録の定期適当報告を義務付けている。また、当社の取締役を当該子会社の取締役に就任させ、子会社からの重要案件等については、当社も含めて事前協議を行ない、企業グループ全体としての情報共有に努める。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとし、配置にあたっての具体的内容については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮して検討する。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

1 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。

2 監査役の職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものとする。

9. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

監査役は、取締役会その他、経営会議等の重要会議に出席することにより、業務執行状況を把握するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人から説明を求める。

取締役及び使用人は、法定の報告事項のみならず、当社に重大な影響を及ぼす事実を知った場合には、速やかに監査役会に報告する。

10. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

1 監査役会は独自に意見を形成するために、社外監査役のうち1名は弁護士を選任することを原則とする。

2 監査役は、「監査役規程」に基づく独立性と権限により、必要と認めた場合は随時監査役会を開催している。

3 会計監査人である監査法人から監査役への監査計画及び監査結果に関しての説明会を設ける。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力からの不当・不法な要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行なわない。」ことを基本方針としております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

特に該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特に該当事項はありません。